

建設工事入札参加資格者 各位

原村長 清水 澄

建設工事の入札時における工事費内訳書の提出について

日頃より、村政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、入札金額にかかわらず、その内訳を記載した書類を提出するものとされました。

については、原村発注の建設工事の入札の際に、下記のとおり工事費内訳書の提出をお願いいたします。

記

- 1 入札前に、第 1 回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めることとする。
- 2 工事費内訳書の様式は任意であるが、原則として、費目・工種等は金抜設計書の項目により作成する。
- 3 工事費内訳書には、日付、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者氏名を記載し、代表者印を押印した表紙を付ける。
- 4 工事費内訳書は、担当職員がその場で確認し、返却しないものとする。
- 5 工事費内訳書の提出のない場合や、内容に不備がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

【工事費内訳書に不備があり無効とする場合】

- (1) 工事費内訳書が未記入の場合
- (2) 工種・種別ごとに記載されていない場合
- (3) 工種及び主要な種別が完全に欠落している場合
- (4) 入札価格と工事価格計が一致しないもの
- (5) 工事価格計を算出後、値引きにより入札価格と一致させているもの
(一万円未満の端数の切り捨てた金額を記載した入札書は可)

※軽微な不備の場合は、村が修正等を指示します。指示による修正以外は、書換え、引き換え、撤回はできません。

担当：住民財務課 財政係
長野県諏訪郡原村 6549-1
電話：0266(79)7924 (直通)
ファクシミリ：0266(79)5504 (代表)